

令和2年第3回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(9月7日提案分)

政 策 局

目 次

ページ

1	神奈川県個人情報保護条例 新旧対照表	1
2	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利 活動法人等を定める条例 新旧対照表	4
3	事務処理の特例に関する条例 新旧対照表	5

1 神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(9) (略) <u>(削除)</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(個人情報取扱事務の登録) 第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書（県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の職員に関する個人情報で専らその職務の遂行に関するものが記録された行政文書で実施機関が定めるもの及び一般に入手し得る刊行物等を除く。）を使用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報事務登録簿を備えなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略) (4) <u>個人情報取扱事務で収集する個人情報に係る当該個人の類型</u> (5) 前号の個人の類型ごとの次の事項 ア～エ (略) <u>(削除)</u></p> <p><u>オ</u> 保有個人情報を利用し、又は提供する範</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(9) (略) (10) <u>電子計算機処理</u> <u>電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げる処理を除く。</u> <u>ア 専ら文章を作成するための処理</u> <u>イ 専ら文書又は図画の内容を記録するための処理</u> <u>ウ 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理</u> <u>エ 専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理</u> (11) (略)</p> <p>(個人情報取扱事務の登録) 第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書（県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の職員に関する個人情報で専らその職務の遂行に関するものが記録された行政文書で実施機関が定めるもの及び一般に入手し得る刊行物等を除く。<u>第4号において「個人情報記録」という。</u>）を使用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報事務登録簿を備えなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略) (4) <u>個人情報記録から検索し得る個人の類型</u> (5) 前号の個人の類型ごとの次の事項 ア～エ (略) <u>オ 保有個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨</u> <u>カ</u> 保有個人情報を利用し、又は提供する範</p>

改 正	現 行
<p>困、保有個人情報を提供するときは提供する保有個人情報の項目名及び第10条に規定する電磁的方法により保有個人情報を提供するときはその旨</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(電磁的方法による提供)</p> <p>第10条 実施機関は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、電磁的方法（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し、当該実施機関の保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。）による保有個人情報の提供を行うことができる。</p> <p>(1) 公益上の必要があると認められること。</p> <p>(2) 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められること。</p> <p>(3) 必要な保護措置を講じていること。</p> <p>(自己情報の利用停止請求権)</p>	<p>困、保有個人情報を提供するときは提供する保有個人情報の項目名及び第10条第1項に規定するオンライン結合により保有個人情報を提供するときはその旨</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(オンライン結合による提供)</p> <p>第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関の保有個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。）による保有個人情報の提供を行ってはならない。</p> <p>2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするとき、又はその内容を変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等の規定に基づき提供するとき。</p> <p>(2) 本人の同意に基づき提供するとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて提供するとき。</p> <p>(4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものを提供するとき。</p> <p>(5) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供するとき。</p> <p>3 前2項の規定は、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために公安委員会又は警察本部長が警察庁又は他の都道府県警察に保有個人情報を提供する場合には適用しない。</p> <p>(自己情報の利用停止請求権)</p>

改 正	現 行
<p>第34条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 が、次の各号のいずれかに該当すると認めると きは、当該各号に定める保有個人情報の利用の 停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」 という。）を請求することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第9条第1項及び第2項、第9条の3又は <u>第10条</u>の規定に違反して提供されているとき 当 該保有個人情報の提供の停止</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第34条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 が、次の各号のいずれかに該当すると認めると きは、当該各号に定める保有個人情報の利用の 停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」 という。）を請求することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第9条第1項及び第2項、第9条の3又は <u>第10条第1項</u>の規定に違反して提供されてい るとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

2 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）新旧対照表

改 正			現 行		
別表			別表		
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県税条例第10条第2項の期間	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県税条例第10条第2項の期間
(削除)			<u>NPO法人スローライフ障害者地域活動支援センター</u>	鎌倉市腰越四丁目9番8号	平成27年1月1日から令和2年10月31日まで
(略)			(略)		
特定非営利活動法人市民セクターよこはま	横浜市中区弁天通六丁目81番コーケンキャピタルビル2階C号室	(略)	特定非営利活動法人市民セクターよこはま	横浜市中区太田町四丁目49番地NGS横濱馬車道ビル802号	(略)
(略)			(略)		
NPO法人ミニシティ・プラス	横浜市都筑区中川1-17-22ガーデンプラザ宮台402号室	(略)	NPO法人ミニシティ・プラス	横浜市都筑区中川一丁目4番1号	(略)
(略)			(略)		
特定非営利活動法人横浜日独協会	横浜市栄区小菅ケ谷一丁目2番1号地球市民かながわプラザNPOなどのための事務室内	(略)	特定非営利活動法人横浜日独協会	横浜市中区桜木町一丁目1番地56みなとみらい21クリーンセンタービル5階市民活動共同オフィス内	(略)
(略)			(略)		
特定非営利活動法人こころの健康を考えるかがも会	横浜市港南区港南台九丁目28番3号	令和2年1月1日から令和7年10月31日まで	(新規)		
NPO法人スローライフ障害者地域活動支援センター	鎌倉市腰越四丁目9番8号	令和2年11月1日から令和7年10月31日まで	(新規)		

3 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表

改 正		現 行	
第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）		第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）	
1～30（略）	（略）	1～30（略）	（略）
30の2 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務 (1)～(7)（略） (8) 条例第113条の3の規定により、環境汚染_____	市（横浜市及び川崎市を除き、左欄(1)及び(4)に掲げる事務のうち(8)から(17)までに掲げる事務（(8)から(16)までに掲げる事務にあっては、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（ダイオキシン類に係るものを除く。以下この項において「水質の汚濁」という。）に限る。）に関するもの、左欄(2)、(3)及び(8)から(16)までに掲げる事務（水質の汚濁_____に限る。）並びに左欄(17)に掲げる事務にあっては相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市に限	30の2 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務 (1)～(7)（略） (8) 条例第113条の3の規定により、環境汚染（ <u>大気</u> の汚染（ <u>ダイオキシン類</u> に係るものを除く。以下この項において同じ。））、 <u>公共用水域及び地下水の水質の汚濁（ダイオキシン類、全亜鉛、有機スズ化合物、ノニルフェノール及び4-オクチルフェノールに係るものを除く。以下この項において「水質の汚濁」という。）並びにダイオキシン類及び全亜鉛に係るものに限る。以下この項において同じ。）</u> を確認した場合において、環境汚染の原因の調査を行い、及び必要な指導をすること。 (9)～(11)（略） (12) 条例第113条の6第1項の規定により、_____環境汚染対策計画_____の報告を受理すること。 (13)～(18)（略）	市（横浜市及び川崎市を除き、左欄(1)及び(4)に掲げる事務のうち(8)から(17)までに掲げる事務（(8)から(16)までに掲げる事務にあっては、 <u>水質の汚濁及び全亜鉛</u> に係るもの_____に限る。）に関するもの、左欄(2)、(3)及び(8)から(16)までに掲げる事務（ <u>水質の汚濁及び全亜鉛</u> に係るもの_____に限る。）並びに左欄(17)に掲げる事務にあっては相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市に限

改 正		現 行	
	<p>り、左欄(1)に掲げる事務のうち(8)から(16)までに掲げる事務（大気の汚染（ダイオキシン類に係るものを除く。以下この項において同じ。）に限る。）に関するもの、左欄(2)及び(3)に掲げる事務（大気の汚染に限る。）、左欄(4)に掲げる事務のうち(5)及び(8)から(16)までに掲げる事務（(8)から(16)までに掲げる事務にあつては、大気の汚染に限る。）に関するもの、左欄(5)に掲げる事務並びに左欄(8)から(16)までに掲げる事務（大気の汚染に限る。）にあつては相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市に限り、左欄(1)及び(4)に掲げる事務のうち(8)から(16)までに</p>		<p>り、左欄(1)に掲げる事務のうち(8)から(16)までに掲げる事務（大気の汚染 _____ _____ _____ _____ _____に限る。）に関するもの、左欄(2)及び(3)に掲げる事務（大気の汚染に限る。）、左欄(4)に掲げる事務のうち(5)及び(8)から(16)までに掲げる事務（(8)から(16)までに掲げる事務にあつては、大気の汚染に限る。）に関するもの、左欄(5)に掲げる事務並びに左欄(8)から(16)までに掲げる事務（大気の汚染に限る。）にあつては相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市に限り、左欄(1)及び(4)に掲げる事務のうち(8)から(16)までに</p>

改 正		現 行	
	掲げる事務 (ダイオキシ ン類に係るも のに限る。) に関するもの 並びに左欄 (2)、(3)及び(8) から(16)までに 掲げる事務 (ダイオキシ ン類に係るも のに限る。) にあつては相 模原市及び横 須賀市に限 る。)		掲げる事務 (ダイオキシ ン類に係るも のに限る。) に関するもの 並びに左欄 (2)、(3)及び(8) から(16)までに 掲げる事務 (ダイオキシ ン類に係るも のに限る。) にあつては相 模原市及び横 須賀市に限 る。)
31～160 (略)	(略)	31～160 (略)	(略)